

金融機能の再生のための緊急措置に  
関する法律第13条に基づく報告書

平成11年12月2日  
株式会社 新潟中央銀行

金融整理管財人

## 目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営悪化の原因	1
(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境	1
(2) バブル期前後の当行の経営	2
(3) バブル崩壊後の当行の経営	3
3. 管理を命ずる処分までの状況	5
(1) 資本の状況	5
(2) 早期是正措置の発動	6
(3) 資金繰りの状況	6
II. 業務および財産の状況について	6
1. 与信業務	6
2. 預金業務	8
3. 投資等業務	9
4. 外為業務	11
5. 固定資産の状況	11
6. 不良債権の状況	12
7. 関係会社の状況	13
III. 営業譲渡等の見込みについて	14
1. 基本方針	14
2. 具体的施策	14
3. 営業譲渡等の見込み	14

## I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当行は、平成11年10月1日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行ないました。これを受けて、翌10月2日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当行が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、10月2日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約もありその内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、金融再生法第18条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯・原因等につきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営悪化の原因

#### (1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境

##### ①円高の進展と金融緩和政策に伴う株価や地価の高騰

昭和60年9月のG5合意（プラザ合意）以降、急激に進展した円高を背景に、景気対策として大幅な金融緩和政策が打たれ、公定歩合はそれまでの5.0%から翌年には2.5%にまで引き下げられました。この金融緩和政策の中、金余り現象が発生し、過剰となった資金がより有利な運用先を求めて株式市場や不動産市場に流入し、株価や地価の高騰を招く要因となりました。

##### ②金融自由化時代の進展と金融機関の運用難の顕在化

一方、同時期に金融業界ではMMCや大口定期預金の取扱いが開始されるなど金融自由

化時代を迎えていました。また、株式市場の活況や金融自由化を背景に企業は直接金融のウェイトを引き上げたことにより、間接金融の担い手であった金融機関は運用難が顕在化することとなりました。

### ③株・不動産担保貸出の増加と貸出競争の激化

その様な中、特に都市部においては株価と地価の高騰を背景に、それらを担保とした新規貸出先の開拓競争が激化し、不動産業等への貸出や個人の投資資金を含めた提案型融資が増加する等、過熱した金融環境にありました。

## (2) バブル期前後の当行の経営

### ①ワンマン経営

当行は昭和17年10月に新潟無尽会社として設立、その後、昭和26年10月に新潟相互銀行に転換、さらに、平成元年2月に普通銀行に転換し新潟中央銀行となりました。

その間、第二代社長（大森新太郎）から、平成11年8月に早期是正措置発動の経営責任をとって辞任した第五代頭取（大森龍太郎）まで長期にわたり大森一族による同族経営が行われてきました。

特に平成元年、大森龍太郎の頭取就任以来、バブル経済が絶頂期に達した中で積極的な業容拡大方針を掲げ、「収益重視」「量的拡大」（特に首都圏での融資拡大）を推進してまいりましたが、その経営方針など次第に頭取の意向にそったワンマン経営色が強まっていき、バブル崩壊以降、経営管理機能が不全のまま偏重融資に過度に傾斜し、体力を超えたリスクテイクを行わせることとなりました。

### ②収益力強化を目指した量的拡大

#### a. 収益力強化

当行は、金融自由化に適應できる経営体質をつくることを基本目標とした第8次長期経営計画（昭和60年4月～昭和63年3月）を策定し、特に収益力の強化を経営課題に掲げ、重点施策としては、営業店毎の企業融資の推進、外為取引基盤の拡充、個人取引のメイン化（預金拡大・ローンの取扱）等を図るなどの積極的な営業推進を行いました。

## b. 首都圏での融資拡大

当時、当行は、金融自由化の進展を量的劣後の挽回と収益拡大を図る上で絶好の機会と捉え、東京支店、新宿支店に続く都内店舗として昭和63年1月に蒲田支店を新設しました。

さらに、平成元年2月の普銀転換と時期を同じくして、全店を4ブロック化した営業本部制を導入し、ブロック長である担当役員に貸出権限と人事権限の大幅な委譲を行い、預金・貸出金両面の増強を競わせましたが、県外のとりわけ都内3ヶ店の貸出金増加率は高く、昭和63年3月から平成2年3月の37年で33%と、全行平均増加率の22%を大きく上回るものとなりました。

貸出金の内容は、高収益かつ量的拡大が可能な不動産業、金融業を対象に過度に傾斜した積極的な運用拡大を図ったものでした。

## (3) バブル崩壊後の当行の経営

### ① 経営方針と実績の乖離

平成2年から金融政策面で総量規制、業種規制がとられたことから、バブル崩壊がはじまりましたが、当行の第9次長期経営計画（昭和63年4月～平成3年3月）は、普銀転換・新本店落成・外貨建転換社債の早期株式転換による資本増加等が追い風となり業容・収益とも計画を上回る成果をあげました。

それを受けて、第10次長期経営計画（平成3年4月～平成6年3月）では、創立50周年を控え、地域とともに発展する銀行・収益力の高い銀行を経営基本目標に地域金融機関としての地位の向上・収益力とリスク管理体制の強化・人材の育成と組織の活性化を図ることといたしました。

しかし、結果として貸出残高は首都圏店舗での大口貸出先を主体に567億円（6.9%）増加したものの目標には達せず、また、預金残高は平成2年8月の1兆円達成の反動などから821億円（△7.9%）減少し、預貸金両面で計画を下回ることとなりました。

また、収益面では経費が平成5年9月期まで増加を続け、加えてバブル崩壊に伴い業況が悪化した先には、表面的には高金利約定ながら金利支払能力を失ったものも多く、金利引下げ対応を余儀なくされたため貸出金利回りが低下したことや、不良債権償却負担の増加もあり、平成6年3月期の当期利益は、第10次長期経営計画スタート前の平

成3年3月期実績比53%減少し、計画に対して大幅な未達となりました。

この頃から年間の計画と実績の乖離が恒常化し、各種の問題点が改善されないままに計画が策定されるようになり、半期毎の目標までも軽視する風潮となりました。

## ②本部審査・管理体制の形骸化

平成元年の4営業本部体制導入に端を発し、審査・管理部門がほとんど機能しなくなったことから、平成3年には「県内」「県外」に審査担当部門を分割し、平成6年には「管理部」を審査部から分離して管理部門強化を図り、平成7年には営業店の審査指導部門として審査部内に「支店指導課」を新設、平成8年には首都圏の不良債権管理回収専担部門として「管理部東京分室」を設置する等、審査・管理部門の強化策を講じてきました。しかしながら、これら諸施策は十分に機能せず、逆に不良債権が増加することとなりました。

これらの原因としては、貸出案件の最終決定の場としての「常務会」の機能を強化し、取締役も参加させ広く意見を求める「経営会議」を設置する等、表面的には体制整備に注力したものの、頭取のワンマン経営体制の下、実体としては頭取の意向が強く反映され、反対意見を抑えて独断で決裁される場面も多く、結果的に頭取一人に権限が集中することを容認し、本部審査・管理機能を無視した業務運営が行われていたためと考えられます。

## ③貸出金内容の悪化

バブル崩壊による不動産価格や株価の下落の影響で、融資拡大路線に伴い無理な推進を行った個人向け融資に延滞が多発するとともに、特に首都圏における不動産業やサービス業向け融資の不良債権化が顕著となりました。

さらに、平成4年から平成9年にかけて頭取個人の人脈から、ゴルフ場・テーマパーク等の特定業種への貸出案件が次々と持込まれ、平成11年3月期にはこれらの貸出案件のみで総貸出金残高の14%にも達しました。

当該貸出案件の中には、事業計画や採算性等の問題点が指摘されながら最終的に頭取の独断で決済されたものも多く含まれ、加えて、その大部分が業績不振に陥って、貸出金の回収見込がないにもかかわらず、追貸等による延命工作を取り続けてきたことも、結果的に不良債権の増加に繋がり、当行破綻の大きな要因となりました。

#### ④収益力の低下

テーマパーク等の特定先に対する無理な貸出や、不良債権の増加に伴う資金繰悪化への対策として個人預金の増強により資金調達を図ってきましたが、景気の低迷・個人所得の伸び悩み等が影響してそれらの大口資金需要に対応出来なかったため、大口定期預金や地公体預金等に依存せざるを得なくなり、地元他行よりも高金利で調達することとなりました。

さらに、貸出金の不良債権化に伴う利息収入の減少、ATMの利用手数料無料化に伴う手数料収入の減少、コンピューター関係の設備投資に伴う費用負担、懸賞金付定期預金等の経費負担の要因が加わり、一層収益を圧迫することとなりました。

### 3. 管理を命ずる処分までの状況

#### (1) 資本の状況

当行は、平成11年3月期決算を5月25日に発表した直後、3月に実施された金融監督庁による検査結果通知書に基づき自己査定を見直したことから、貸倒引当金の引当額を増額し、6月10日に当期損失392億円となる決算修正を行いました。この決算修正により自己資本比率は当初発表の5.23%から2.01%へと大幅に低下することとなりました。

そのため自己資本増強策として、平成11年6月に、同11年9月まで総額200億円の第三者割当増資の計画を策定し、当行後援会会員が主体の「銀行を支援する会」を中心に増資の引受を要請し、自己資本比率を早期に改善することを目指しました。

しかしながら、増資の大口引受先が引受辞退を表明したことで、既に依頼済みの増資応募先に計画達成への不安感が生じたこと等から、増資目標額200億円による自己資本比率4%以上をクリアーできる見込が立たなくなったため、増資を断念するにいたりました。

<11年3月期 単体ベース> (単位：億円、%)

	決算発表値	金融監督庁 検査結果
資本勘定	399	148
自己資本比率	5.23	2.01

## (2) 早期是正措置の発動

当行は、平成11年3月期決算で単体自己資本比率が2.01%となる旨発表したことから、6月11日に金融監督庁より、銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置」を受け、6月25日第三者割当増資の実施（平成11年9月まで200億円）を内容とする自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

## (3) 資金繰りの状況

当行は、平成11年3月期決算修正の発表（6月10日）により、自己資本比率が2.01%に低下し、早期是正措置が発動され、この早期是正措置発動等による信用不安から、株価がストップ安になると同時に預金の流出が始り、6月から9月までの4ヶ月間で、総預金残高の減少額は約1千億円に及びました。その間、6月13日、大森頭取が経営責任をとって退任を表明し、次期頭取に大竹元専務の就任予定が発表されると株価も一時安定し、預金流出も小康状態となりました。その後、8月には大竹元専務の頭取就任辞退や永村専務取締役の頭取就任等の混乱が続き、加えて、9月20日には増資の大口引受先の引受辞退により、公約した増資計画の見通しが立たなくなり、増資計画の中止を発表したことから預金の流出に拍車がかかり、資金繰りは逼迫の度を深めました。

このような状況を踏まえ、市場で失った信認を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、10月1日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたしました。

## II. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当行の与信業務の特色としては、本来、地元中小企業や個人を主な対象として、信用保証協会保証付貸出や代理貸付を積極的に利用して業容の拡大を図るものでした。しかしバブル崩壊以降、景気低迷の影響等から県内企業の業績が不振となり、県内融資も伸び悩んでいたため、その打開策としてゴルフ場やテーマパークを対象とする融資を導入することとなりました。

これらの案件の大部分は、頭取の個人的な人脈から持ち込まれ、主として都内店舗を窓口として実行されましたが、事業計画や採算性等の問題点が指摘されていたにもかかわらず



ならず、頭取の独断で決裁され、次第に特定業種かつ特定債務者に偏重してゆくとともに大口化し、結果的に1件当たりの融資残高も大口化しました。

また、それらの大口貸出先の大部分が業績不振となり、貸出金が不良債権化したことが当行破綻の大きな要因となりました。

今後につきましては、金融再生法の趣旨を尊重し、地域金融機関としての役割を十分に認識し、金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力していく所存です。

<貸出残高推移> (除く外貨貸付) (単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成11年9月末		
		構成比		構成比		構成比		構成比	第二地銀平均構成比
総貸出残高	9,556	100.0	9,604	100.0	9,642	100.0	9,344	100.0	—
内中小企業	7,667	73.9	7,073	73.6	7,192	74.5	7,080	75.7	60.7
内個人	1,669	17.4	1,594	16.5	1,513	15.6	1,434	15.3	25.7

\* 法人1社当たりの貸出残高53百万円(第二地銀協平均47百万円)(平成11年3月末)

<業種別貸出残高推移> (除く外貨貸付) (単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成11年9月末		
		構成比		構成比		構成比		構成比	第二地銀平均構成比
不動産	1,095	11.5	1,077	11.2	1,143	11.9	1,103	11.8	10.8
建設	1,142	12.0	1,050	10.9	1,074	11.1	1,010	10.8	9.8
金融	229	2.4	240	2.5	237	2.5	234	2.5	5.0
サービス	2,459	25.7	2,717	28.3	2,793	29.0	2,839	30.4	—
(内ゴルフ場)	747	7.8	813	8.5	874	9.1	935	10.0	—
(内テーマパーク)	229	2.4	325	3.4	353	3.6	409	4.4	—
その他	4,631	48.4	4,520	47.1	4,395	45.5	4,158	44.5	—
合計	9,556	100.0	9,604	100.0	9,642	100.0	9,344	100.0	—

\* 当行は、ゴルフ場・テーマパークをサービス業に含む

<地域別貸出金推移> (除く外貨貸付)

(単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成11年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	5,263	55.1	5,161	53.7	5,158	53.5	4,989	53.4
県外	4,293	44.9	4,443	46.3	4,484	46.5	4,355	46.6
うち東京	2,433	25.5	2,615	27.2	2,689	27.9	2,623	28.1
合計	9,556	100.0	9,604	100.0	9,642	100.0	9,344	100.0

2. 預金業務

当行の預金は、第二地銀平均に比べ要求払の構成比が低く、小口定期は高い傾向があります。

<平成11年3月末の預金構成比> (単位：%)

	当行	第二地銀平均
要求払	19	24
小口定期	55	44
大口定期	26	32
合計	100	100

預金等利回りについては、第二地方銀行平均との比較では、ほぼ同水準で推移してきましたが、県内競合他行(第四・北越)との比較では高い水準にあります。これは、平成2年の本店新築を機に「1兆円預金達成運動」を展開した時期から、基準金利を上回る高金利を付与した大口定期預金の取り入れを開始し、以後恒常的に大口定期預金に依存する度合いが高まったことによるものです。

平成11年3月期の預金等利回りは0.47%となっており、さらに、懸賞金付定期預金の懸賞金部分を上乘せすると、0.02%上昇し0.49%となっております。

(ご参考：平成11年3月期の第二地方銀行平均は0.48%)

今後は、顧客への適切な状況説明により、顧客基盤・預金残高の維持、質的向上に努めるとともに、併せて調達金利の適正化を進める所存です。

<預金残高推移> (除く外貨預金)

(単位：億円、%)

	預金残高	個人預金		個人のうち定期性		法人預金 残高
		残高	構成比	残高	構成比	
平成9年3月末	10,026	6,629	66.1	5,648	85.2	2,714
平成10年3月末	10,372	6,759	65.1	5,794	85.7	2,668
平成11年3月末	10,420	6,933	66.5	5,959	85.9	2,593
平成11年9月末	9,493	6,405	67.4	5,514	86.1	2,129

\* 第二地銀協平均 個人比率68.4%個人の内定期預金比率81.4%(平成11年3月末)

<地域別預金推移> (除く外貨預金)

(単位：億円、%)

	平成9年3月末		平成10年3月末		平成11年3月末		平成11年9月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
県内	7,880	78.6	8,232	79.4	8,301	79.7	7,779	81.9
県外	2,146	21.4	2,140	20.6	2,119	20.3	1,714	18.1
うち東京	726	7.2	677	6.5	664	6.4	462	4.9
合計	10,026	100.0	10,372	100.0	10,420	100.0	9,493	100.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、平成11年4月から資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少いたしました。

保有する上場有価証券には、平成11年9月末時点の評価で評価益が出るものと、評価損が出るものがありましたが、評価益は約9億円、一方評価損は約8億円となりました。

当行は平成11年度に、有価証券の評価方法を原価法から低価法へ変更したため、評価損部分については償却を実施し損益に反映させたため、現状では約9億円の含み益となっております。

今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、マーケット動向を見つつ、効率的な売却を図る方針といたします。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成11年9月末
投資有価証券	119,434	119,224	126,618	71,101
国債・地方債	35,032	49,916	45,278	10,088
社債	54,563	42,609	60,360	48,185
株式	17,973	16,778	13,653	9,919
その他	10,864	8,919	5,518	1,102
貸付有価証券	1,000	1,000	1,806	1,805

<投資有価証券評価損益推移>

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成11年9月末
評価損益合計	5,081	3,642	△441	940
債券	2,933	2,630	△337	518
株式	2,148	1,016	15	421
その他	—	△4	△120	0

(2) 商品有価証券

平成10年5月以降、業者間取引を原則行なわず、顧客販売を主な取扱いとしております。

(平成11年中間期は現先取引はございません。)

<商品有価証券売買高・平均残高・評価損益推移>

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成11年9月末
売買高	167,233	108,761	210,076	24
商品国債	167,233	108,761	210,076	24
平均残高	2,372	1,936	690	242
商品国債	2,372	1,936	690	242
評価損益	0	8	5	8
商品国債	0	8	5	8

(注) 商品地方債、商品政府保証債の売買はございません。

(3) 投資信託

平成10年12月より預金と競合の少ない4品目の商品に絞り、投資信託の窓販を開始いたしました。販売実績は低迷し、平成11年9月末現在の販売額累計は19百万円となっております。

今後につきましては、最終的には撤退の方針といたします。

#### 4. 外為業務

外為法改正により、顧客ニーズが間接貿易から直接貿易志向に転換する県内地場産業に合わせた外為業務推進を展開し、取引拡大を目指しました。しかし、平成11年6月11日に早期是正措置の発動を受けたことから当行のマーケットでの信用が低下し、円滑な為替取引及び外貨資金調達に支障をきたすこととなり、取引高は急激な減少を余儀なくされました。

今後につきましては、必要最小限の取引は維持しつつ、最終的には撤退の方針といたします。

#### <外為取扱高・取引先数推移>

(単位：千米ドル、先)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成11年9月末
一般為替取扱高	233,396	211,257	182,382	93,071
貿易為替取扱高	202,595	175,241	142,525	73,760
外貨両替	8,183	7,330	6,975	3,872
貿易外為取引先	197	204	215	150

(注)一般為替とは、総為替から外貨預金・外貨貸出利息を控除したものです。

#### 5. 固定資産の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)につきましては不良債権処理原資の捻出や資産の効率的向上の観点から、逐次売却を進めてまいりました。

今後も業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針といたします。

#### <固定資産(営業用不動産、所有不動産)の売却実績推移>

(単位：百万円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年9月	累計
店舗	1	53	405	17	476
社宅寮・倉庫	123	105	60	556	844
厚生施設	0	0	0	0	0
駐車場施設	0	0	35	0	35
小計	124	158	500	573	1,355
所有不動産	0	0	0	0	0
合計	124	158	500	573	1,355

<固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況(平成11年9月末)> (単位:件、百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価×1.25	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	76	11,948	13,460	1,512	73	12,489	4,600
社宅・寮・倉庫	71	4,117	5,257	1,140	71	3,123	991
小計	147	16,065	18,717	2,652	144	15,612	5,591
所有不動産	8	418	732	314	1	0	0
合計	155	16,483	19,449	2,966	145	15,612	5,591

6. 不良債権の状況

当行の不良債権は、今後当行の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、今後とも厳正な自己査定と不良債権の管理・回収体制を再構築し、不良債権の増加を抑制するよう努めます。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

	平成11年3月期		平成11年9月期		増 減	
	残 高	貸出金に 占める割 合	残 高	貸出金に 占める割 合	残 高	貸出金に 占める割 合
破綻先債権	24,381	2.50	25,633	2.74	1,252	0.24
延滞債権	41,842	4.30	164,347	17.59	122,505	13.29
3ヶ月以上延滞債権	3,728	0.38	1,269	0.14	△2,459	△0.24
貸出条件緩和債権	15,188	1.56	45,602	4.88	30,414	3.32
合 計	85,138	8.74	236,853	25.34	151,715	16.60

リスク債権増加理由

- ・特に増加額の大きい延滞債権は、延滞期間が6ヶ月以上経過したもので、ゴルフ場、建設業者、テーマパーク、産廃業者等に大口先があります。これらは、支援方針取止めにより債務者区分を「破綻懸念先」以下に変更したものが大部分となっています。
- ・貸出条件緩和債権は元本返済猶予対応先が中心であり、テーマパーク、ゴルフ場、不動産業者等が大部分を占めています。

<金融再生法に基づく開示債権の状況（平成11年9月期）>

（債権額及び引当状況）

（単位：百万円、％）

	債権額 ①	担保等による 保全額 ②	回収懸念 額 ③=①-②	個別貸倒 引当金 ④	引当率 ④÷③
(1) 破産更生債権等	207,437	91,408	116,029	116,029	100.00
(破綻先)	35,647	11,203	24,444	24,444	100.00
(実質破綻先)	171,790	80,205	91,585	91,585	100.00
(2) 危険債権	100,416	50,808	49,608	34,726	70.00
(3) (1)+(2)	307,853	142,216	165,637	150,755	91.02
(4) 要管理債権	7,884	3,214	4,670	-	-
(5) 小計 (3)+(4)	315,737	145,430	170,307	150,755	88.52
(6) 正常債権	669,813	669,813	-	162	-
(7) 合計 (5)+(6)	985,550	815,243	170,307	150,917	88.61

\*正常債権の個別貸倒引当金162百万円は単位未満切捨て分及び百万円未満非抽出分の合計額である。

7. 関係会社の状況

当行の連結決算ベースでの関係会社は、子会社2社・関連会社2社で構成されており、平成12年3月期中間決算では、連結自己資本比率が△13.39%となりました。（当行の単体自己資本比率は△13.41%）

関係会社につきましては、今後当行の円滑な営業譲渡等を行うためにも、財務内容・業務内容等の見直しを行い、早期に適切な対応を図ります。

会社名	主な業務内容
新潟ビジネスサービス株式会社	当行の現金等の精査・整理業務 CD・ATMの保守・管理業務
新潟総合管理株式会社	当行の貸出金等に係る競落不動産の 保有並びに売却に関する業務
新潟中央カード株式会社	クレジットカード業務
株式会社関東データセンター	電子計算機によるデータ処理

### Ⅲ. 営業譲渡等の見込みについて

#### 1. 基本方針

##### (1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な営業譲渡等を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当行の企業価値の劣化を防止いたします。

##### (2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すと共に顧客の信頼回復に全力をつくします。

##### (3) 経費の削減

円滑な営業譲渡等を行なうため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

#### 2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に営業譲渡ないしは株式譲渡等を行うよう最大限努力致します。

#### 3. 営業譲渡等の見込み

現在、営業譲渡等を行う相手先については地域経済への配慮を念頭に置き鋭意検討いたしておりますが、その見込みについては言及できる段階にはいたっておりません。

以 上